

### 3 村田文明議員

- 1 水道事業会計がひっ迫した原因究明と継続的な適正化について
- 2 小中一貫義務教育学校のソフト面とDXに対応した設計業務について



#### 1 水道事業会計がひっ迫した原因究明と継続的な適正化について

本年11月25日に岩内町上下水道料金等審議会より、木村町長へ水道料金の値上げに関する改定案が答申されました。

水道料金の値上げが議論され始めた当初より、岩内町内では不安や値上げの正当性についての疑問などが囁かれましたが、岩内町の水道料金値上げに関しては、令和元年の岩内町水道事業経営戦略策定により提起されたものであり、先の審議会により適正に審議されたものであります。ひっ迫する岩内町の水道事業会計を鑑みるに避ける事の出来ない事象であると理解しています。

また、水道料金の値上げに関する諸々の分析と対策方法や資料の作成、町民への理解促進等、現状の水道事業会計の健全化に向けた各種取組は精神的・肉体的に大きな負担を伴うものと推察します。現水道事業会計に関わる関係各位、そして役場担当部署の方々には、そのご努力と献身に対して相応の理解と評価がなされるべきと考えます。しかしながら、この度の水道料金値上げに関しては、より早期に気づき議論可能であったと思われる点も多く、なぜここまで事業会計が悪化してからの議論となったのか、水道料金が値上げされたとして、今後同じように事業の見直しが遅れることはないのか、水道事業会計がひっ迫した原因の究明、継続的な検証と見直しによる適正化が必要であるとの観点から質問します。

わが町の水道事業の営業開始は昭和50年11月。昭和52年の水道法改正により、水道の計画的整備や、水道整備に関する関係者の責務、市町村経営原則の明記などの法目的や責務、規定が追加されましたが、それに先駆けての水道事業開始でありました。水道事業実現には多くの困難があったことは当時の議会や各委員会議事録等の資料の中からも読み解くことができます。

その一つが基本料金に関する議論です。当初2,200円と設定されていた水道基本料金は、全国においても高い設定であったため、当初から町議会や建設委員会、上下水道特別委員会の中において議論されており、町民団体からも料金値下げの要望がなされています。

これに対して当時の町長や水道課長は水道料金の値下げをすることで会計収支が立ち行かなくなることがすでに予測されていることを答弁しています。

しかし、昭和52年3月、開始から1年半という早期に町民そして議会の意見

を尊重し、一般財源から不足額の繰入を許容する前提で、基本料金1,500円へと大幅な減額に踏み切ることになります。

この後、水道法は平成8年、平成13年と改正し、岩内町をはじめ全国の自治体は水道事業のありかたを国からの指針により受動的に変化させていきます。

そして、平成30年の法改正によって持続性などを確保する基盤強化や、施設の更新を含む収支の見直し作成・公表等の法目的改正がはかられ、全国でも水道料金の改定が活発化します。この度の水道料金改定に係る本町の動きもこの流れによるものと推察します。

全国の水道事業会計の動向を見ると、国の方針や取組に受動的に対応している例が多く、本町もその例外ではないと考えます。

しかし、本町が他の自治体と同様に考えてはならない点が大きく2つ存在し、議論の開始がなぜこの時期までなされなかったかには疑問が生じます。

1つ目は、先に述べた通りに事業開始と同時になされた基本料金値下げの議論によって、本町の水道事業が将来的に赤字になる危険が予測・指摘されていた事です。当初より懸念されていた事案が40年も放置されていたことは疑問です。

2つ目は、平成19年度から平成30年度までで水道インフラ整備工事費に係る20億6,100万円もの起債が行われている点です。起債は平たくいうところの借金です。通常、資金の借り入れには返済の見直しと事業の採算性が問われます。実際に平成22年度の水道事業上水道起債計画書においては、経常損益が恒常的なマイナスになるとの試算がされており、水道事業会計の健全さが失われていることが明らかになっています。

水道料金引下げから2度の水道法改正を終え、水道インフラ整備に係る大きな起債により赤字が表面化した平成22年、前上岡町政下でこの議論がなぜなされなかったのかは大きな疑問です。

これらを踏まえて以下質問です。

1つ、町は昭和48年から52年までの議会や各委員会中の答弁に水道事業収支の赤字が指摘・予測されていた上に、平成19年度からの起債により水道事業の健全性が失われていることは、水道事業上水道起債計画書の作成により認識されていました。それにも係わらず平成30年の水道法改定により受動的に見直しが必要とされるまで問題が先送りにされたと考えるが、町としての見解は。また、先送りにされていなかったとするとその根拠と、今まで気づくことが出来なかった町の分析する原因は。

2つ、水道事業に限らず本町の多くの施設や事業が一般会計からの繰入や起債に依存している。今後、各施設や事業の独立採算制はより必要を迫られると考える。そんな中、国から真っ先にメスが入った水道事業は今後の町財政を健全に保つための重要な試金石であるとも言えます。

今後水道事業を健全化し、このような急激な水道料金の値上げなど、町民生活に大きな影響が生じないように、能動的な問題の洗い出しと議論、そして事業の見直しを図るべきと考えるが町としての見解は。また、能動的な議論や見直しが必要と考える場合はどのような体制を築いていくのか。

3つ、本年3月に中長期財政見通しが作成され、その見直しは概ね2年とされている。水道料金の値上げなどによる財政予測の変動が生じた場合は早期に修正を行うべきと思うがなされるのか。また、中長期財政見通しの見直しが、水道事業会計の変動によらず、当初の予定通りに行われるとすると、その間に水道事業会計の変動が町政に与える影響についてどう考えるか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、水道法改正により見直しが必要とされるまで問題が先送りにされたと考えるが、町としての見解についてであります。

水道事業は、創設当初の比較的高額な料金に始まり、創設 1 年半での料金引き下げを経て、順調に給水戸数が増加し、平成 16 年度末には給水戸数が 6, 515 戸とピークを迎え、普及率も 86.3% まで上昇いたしました。

この給水戸数の増加に伴い、事業収支も良好に推移し、平成 17 年度末には資金残高が初めて 1 億円を超え、また、ほぼ時期を同じくして、水道創設時の施設整備事業債の元利償還も終了したため、資金の内部留保は続き、平成 24 年度末の資金残高は、約 4 億 6, 300 万円に達したところであります。

こうした経営状況を受け、町議会の中でも、内部留保している資金を水道使用者に還元し、料金を引き下げるべきとのご意見もありましたが、水道事業者としては、将来の施設改修に多額の費用を要することが明らかであったため、料金の引き下げには取り組めないとしてきたところであります。

結果として、長期的な事業継続のため、老朽化対策の投資も必要となり、創設から約 30 年経過した平成 19 年度から 6 年計画で、約 16 億 5, 000 万円を投じ、浄水場施設や主要管路の改修を実施いたしました。こうした大型改修事業の負債を含めた会計運営が必要となり、平成 22 年度には、昭和 62 年度以来となる単年度の収益的収支の赤字を計上し、平成 24 年度からは赤字が続く中で、現金収支の状況にもよりますが、内部留保資金を取り崩していく財務体質となったものであります。

しかしながら、平成 22 年度の時点で、約 3 億 8, 500 万円の資金を保有していたことから、経営の効率化を進め、保有する資金を可能な限り長期にわたって運用することが、水道使用者にとって望ましいと判断したところであります。

また、平行して、料金改定に向けての検討も進め、平成 26 年度に岩内町水道ビジョンを策定し、事業の健全経営の基本方針として、財源の確保については、経費節減や業務の効率化を図るとともに、水道料金の見直しの検討を行い、健全経営の維持を目指すこととし、建設産業委員会への報告を行ってきたところであります。

この基本方針を受け、適切な見直し時期などの検討も進めてまいりましたが、平成 26 年度の時点で約 4 億 2, 100 万円の資金を保有しており、料金改定は、多くの住民生活に直結する重要な問題であるため、値上げを遅らせるべく、収入の確保と経費の削減を優先し、様々な経営努力をぎりぎりまで積み重ねるとの考えにより、料金改定には至らなかったものであります。

しかしながら、こうした取組にも限界があることから、平成 29 年度より、公営企業の経営健全化の取組として国が強く推奨する経営戦略の策定に着手し、令和元年 11 月に取りまとめられた後、収益性を改善するため、できるだけ早期の料金改定が必要である旨、建設産業委員会に報告し、併せてホームページ上を通じ住民へ周知させていただいた中で、この度の料金改定に至ったものであります。

したがいまして、平成 30 年に改正された水道法を契機として議論を始めたものではなく、水道事業の経営状況を把握した中で、保有資金を可能な限り長期にわたり運用してきた結果であるものと認識しております。

2項めは、能動的な問題の洗い出しと議論、事業の見直しを図るべきと考えるが、町としての見解と、築いていく体制についてであります。

水道事業者は住民に必要不可欠なライフラインである水道を、健全な状態で次の世代に引き継いでいくとともに、その料金収入により、事業経営を安定かつ能率的に運営していく責務を有しております。そのために、中長期的な視点のもと、問題の洗い出しと議論、そして事業の見直しに取り組むことが、健全な事業経営を目指す上での重要な要素であると考えており、今回の料金改定の議論の中でも、水道事業者として自らの創意工夫で、経営の健全化につながる方策を提案し、審議会の中でご審議いただいたところであります。

具体的な内容としては、経営の効率化については、徴収対策の強化や漏水調査等による有収率の改善、委託業務見直しによる事業費の削減のほか、施設改修計画の見直しでは、配水管耐震化事業の期間延長による単年度事業費の低減や、浄水場耐震化事業における現有施設延命化による事業費の低減などであります。

これらについては、既に実施しているものもありますが、今後、実施に向けさらに検討を深めていくこととしており、広い視点と柔軟な発想を持ちながら、適正かつ能率的な事業運営に努めてまいります。

また、築いていく体制につきましては、水道事業は、事務担当部門と技術担当部門が事業実施の両輪を担っており、さらなる両部門の連絡・連携に加え、財政担当の協力も得ながら、問題点や課題の解決に取り組む体制に努めてまいります。

3項めは、水道事業会計の変動による中長期財政見通しの見直しと、町政に与える影響についてであります。

水道事業は公営企業法のもと、独立採算制を基本としておりますので、水道事業会計との関連性という点において、中長期財政見通しにおける各年度の歳入歳出決算への影響は想定していないものであります。

しかしながら、財政健全化法に基づく財政指標の一部においては、水道事業会計の決算状況は大きな影響を及ぼすものであり、本年3月策定の中長期財政見通しにおいても、水道事業会計の赤字によって、令和8年度以降は連結実質赤字比率が赤字に転じるものと見込んでいるところであります。

水道事業会計におきましては、この度の料金改定により、今後の経営状況の見通しにも大きな変化が生じると予想されることから、中長期財政見通しについても、これらの変化に伴う関連箇所の修正・見直し等は必要と考えております。

したがいまして、次回の中長期財政見通しの見直しを、令和4年度に予定していることから、水道事業会計においても、この度の料金改定を盛り込んだ新たな水道事業経営状況を令和3年度中に修正し、中長期財政見通しに反映するスケジュールとしております。

いずれにいたしましても、住民に密接する水道事業会計については、今後の政策判断や財政運営等に支障が生じないように、十分留意してまいりたいと考えております。

## 2 小中一貫義務教育学校のソフト面とDXに対応した設計業務について

本年3月の第1回定例会において木村町長から、本町における小中一貫義務教育学校を推進する旨が報告されました。

それを受けプロポーザル方式の入札にて、義務教育学校整備調査業務及び基本設計業務を行う業者の選定が行われ、8月12日には審査結果が公表されました。そのうちの調査業務の結果を受けて、12月6日に町長より、岩内町地域交流センター及び町民体育館敷地をリノベーションと増築の形での基本設計業務へと段階を進めることが報告されました。

まず、この際にプロポーザル方式の入札で使用されたプレゼンテーション資料を見るにいくつかの疑問が生じたため後述の質問をいたします。

次に、ここに至るまでの町そして教育委員会の各所における説明では、建設費が町財政におよぼす懸念について主軸が置かれている感が拭えません。

子ども達の教育に直結するソフト面に関する説明や記述では、本町の教育力向上と教育環境の充実のため、町長発言や、めざす学校像、具体的な学校像、岩内町義務教育学校基本構想・基本計画など抽象的な大目標を示すに留まり具体性に欠けています。それらの具体的な内容を問うと先進地の例を挙げますが、それはあくまで他所での具体例であり、岩内町の具体的なビジョンとは言い難いと考えます。

12月6日の報告でなされたように、現状から基本設計業務へ進め、学校教職員や岩内町施設整備会議等の意見交換等も行い、設計業務の完成を来年3月と予定しているとすると、学校関係者や町民、そして何よりも小中一貫義務教育学校に見識のある専門家を含めることなく、建築と設計を生業とし教育を専門としない委託業者へ大半を投げることとなります。そのような対応では多額の費用をかけて実現を目指す本町唯一となる小中学校の設立に際して取組が疎かと感じます。

また、義務教育学校基本構想・基本計画では新設で58億円と概算された建設費用も、中長期財政見通しを経て示された概算では50億円まで圧縮されている上に、12月6日の報告では、リノベーションと増築となっています。

小中一貫義務教育学校の設立目的に関して、町は複数の目的や効果を述べていますが、その冒頭はあくまで、より良い教育環境を提供するためと説明しています。ですがこれらの事象をみると、先に述べたように、老朽化した4校をいかに町財政を圧迫せずに統合させるかを主軸に進んでいるとしか考えることができません。

さらには、国が推進するDX、デジタルトランスフォーメーション、ギガスクール構想への取組や接続も今からしっかりと話し合わなければなりません。本町の現状では全国一律ではじまった一人一台端末の配備に留まり、他市町村が配備から活用へと進んでいく中において出遅れていると感じます。この小中一貫義務教育学校の設立に向けた動きの中で、より強力に先へ進めるべきと考えます。

そこで以上を踏まえて以下質問です。

1つ、プロポーザルのプレゼン資料について、顔認証セキュリティの導入とは実用性があるのか。エントランス広場に昇降口をまとめるとあるが避難経路の複雑化に繋がらないか。既存棟と新設棟の間に十分な光量が行き渡るとは思えない。特に新設棟の3階教室は外の景色も見えないのでは。スクールバスの旋回スペー

スを確保しているというがスクールバスの導入はいつの間に決定したのか。町財政への影響はないのかなど、多くの疑念を呼んでいる。

まずは今回の調査業務の結果に関して説明会を開きパブリックコメントの収集を図るべきと考えるが町の見解は。

2つ、当初の説明では新設が長期的に見て一番費用が圧縮できるとされた。しかし、この度の報告ではリノベーションと増築とされた。プロポーザルのプレゼン資料では、改修コストを小さく設計とされているが、この度の調査を受けての長期的なコストの試算は。

3つ、町財政に合った設置に係る費用規模を前提とすることは理解できるが、建設に係る費用の掘り込みが先行し、学校の本来の目的である教育に係る議論や掘り込みが設計の後を追うような進め方では本末転倒と言える。

具体的な教育方法や、取組などを決定してからの基本設計業務が理論的に妥当と思うが町の見解は。

4つ、DXの推進についてどのように話し合っているのか。この問題も委託業者に一任するべきものではなく、先に必要な設備や体制を明らかにしてから基本設計に組み込まなければ、度重なる設計変更や建設後の不具合、場合によっては改築を避けられずに、結果として子ども達の教育環境への悪影響や設備に係る費用の増大を余儀なくされると考えるが町の見解は。

5つ、この重要な局面に、役場内や審議の場に教育の経験者や知見者、また教育の現場である学校との橋渡しとなる役職者がいないことは問題と考える。関係各所との意思疎通を円滑に進められるとともに、今後の教育に関する知見が供給され、新たな小中一貫義務教育学校が特色あり子ども達の未来を創る学校となるように、審議会に小中一貫義務教育学校の知見を有する識者の招致や、教育委員会に指導主事などの知見や経験のある専門員を配置するべきと考えるが町の見解は。

**【答 弁】**  
**教 育 長 :**

1 項めは、調査業務の結果に関して説明会を開き、パブリックコメントの収集を図るべき、についてであります。

これまで、町及び教育委員会では、義務教育学校の整備について、町内の教職員や保護者、町民の皆様を対象とした説明会の開催や、これからの岩内町立小中学校の施設整備に係る意見募集などの実施、広報いわないやホームページでの情報提供を行ってまいりました。

このたび、実施いたしました調査につきましては、岩内町地域交流センター及び、町民体育館敷地での事業実施の可能性の調査であることから、これについての説明会やパブリックコメントの実施については考えておりませんが、次の基本設計業務においては、教職員等との意見交換等を行い、また、基本設計業務が完成した後は、学校関係者や町民への説明会等を開催してまいります。

2 項めは、調査を受けての長期的なコストの試算はについてであります。

義務教育学校基本構想・基本計画の概算事業費の検討においては、既存の4校改修に比べ、施設一体型義務教育学校新設が経済的に有利であると試算しております。

また、このたびの調査では、地域交流センター及び町民体育館敷地の建設可能性として検討したものであり、リノベーションと一部増築の手法が、新設よりも事業費が削減できるとの報告があったところであります。

これを受けての長期的なコストにつきましては、今後詳細に試算を行ってまいります。義務教育学校開校後、将来的には児童生徒数が減り、各学年1クラスとなることが想定されており、経年劣化による大規模改修を行うまでは、空き教室等の活用により、少人数学習などの教育に対応した活用ができると考えております。

さらに、地域交流センター及び町民体育館は、平成20年に行った耐震診断の結果、2075年までコンクリートの物理寿命があると推定されており、長寿命化に配慮したリノベーションにより、設備、防水等のハード面の更新や、躯体の経年変化による補修などを行うことで、長期の活用が可能となることが想定され、コストの削減につながるものと考えております。

3 項めは、具体的な教育方法や、取組などを決定してからの基本設計業務が理論的に妥当と思うがについてであります。

具体的な教育方法や取組などにつきましては、平成29年度から、小中一貫教育を進めるため、北海道教育庁の小中一貫教育に関する事業を活用して、研究を進めており、中学校教員による小学校への乗り入れ授業や、系統性を活かした指導計画の整備・活用による指導改善の実施、学習規律等の整備など、義務教育9年間を通した児童生徒に必要な資質・能力を育む、小中一貫教育の取組を進めております。

今後におきましても、引き続き教職員による小中一貫教育の研究を進めながら、これらを生かしていく学校づくりに向け、教職員とともに基本設計業務を進めてまいりたいと考えております。

4 項めは、はじめに、DX、デジタルトランスフォーメーションの推進について、どのように話し合っているのかについてであります。

小中学校においては、1人1台タブレット型端末と学校ネットワーク環境を整備し、各学校の教職員と協議・検討を重ね、今年度より運用を開始したとこ

ろであり、これらを活用して、時代に対応した学習環境を確立することが求められております。

また、今後デジタル教科書の導入や、デジタルドリルの活用なども想定されることから、教職員との話し合いの場を設け、学校教育でのDX、デジタルトランスフォーメーションについて、認識を深め推進してまいります。

次に、先に必要な設備や体制を明らかにしてから基本設計に組み込まなければ、結果として、子ども達の教育環境への悪影響や、設備に係る費用の増大を余儀なくされると考えるが、についてであります。

基本設計においては、普通教室や特別教室の数、教室の配置などについて、教職員や岩内町施設整備会議等と意見交換等を行い、これを反映させることとしております。

また、学校ネットワーク環境につきましても、教職員などに加えて、情報ネットワークの専門業者や、先進地の教育委員会、すでに小中一貫校として開校している学校などからも情報収集をするなど、教育環境への影響や完成後の費用増が出ないよう、慎重に進めてまいりたいと考えております。

5項めは審議の場に、小中一貫義務教育学校の知見を有する識者の招致や、教育委員会に指導主事などの知見や経験のある専門員を配置するべきと考えるがについてであります。

平成30年に設置した、岩内町学習環境推進計画検討委員会において、義務教育学校基本構想・基本計画を協議・検討するにあたり、後志教育局義務教育指導班指導主事を招くなど、知見を有する識者のご協力を受けております。

また、コミュニティスクールの導入、ICTの推進に向けての講演会や講習会などにおいて、それぞれ専門的知識を有する方にご協力をいただいております。

今後においても、新しい学校の開設に向けて、準備を重ねていくこととなりますが、あらゆる場面と状況、その時々において、時期を逸することなく、専門的知識を有する方の指導・助言などが受けられるよう進めてまいります。

また、教育委員会への専門員の配置については、適した人材の確保、全体の業務量や、財政面などの検討も必要なことから、今後、関係機関及び関係部局と協議してまいります。



## < 再 質 問 >

1つ、プロポーザル入札による可能性の調査については、説明会やパブリックコメントの必要はないとのことですが、町民や教育関係者としては小中一貫義務教育学校に係る議論や決定が、自分たちとは離れた所で勝手に進んでいるような感覚を受けているのは事実です。

そこで質問です。プロポーザル入札に係る可能性の調査に関しても、ホームページ上に掲載されたからには、またこのプロポーザル入札に係る可能性の調査を1つの段階として、次へステップを進めていくからには、基本設計業務の後の説明会ではなく、少なくとも基本設計業務と並行しての説明会やパブリックコメントの収集を行うべきと考えますが、見解は。

2つ、教育委員会への専門員の配置について、先の答弁において、適した人材の確保、全体業務量や財政面などの検討も必要なことから、今後関係機関及び関係部局と協議するとの見解でしたが、今後の進行を考えると、悠長に構えていられる話では無く、今こそ必要な人材であると考えます。先の答弁はむしろ、役場内に教育の経験や知見が足りていないからこそその答弁であると考えます。

現在、教育委員会の総務・学校整備課長と子ども未来課長職が兼務となっています。コロナ禍で教育の現場が混乱し、DXの推進など新たな取組が急務とされている中において、さらには義務教育学校の推進までが同時に行われています。このような重要な案件が複数に及んでいる中であって、その中心となる課の課長職が兼務では有効な施策が行えるとは考えられません。

また、学校教育は資格を有する教員によって行われる専門的なものです。教育の現場と行政の間にはお互いの立場を理解し、橋渡しをする役職者が必須と考えます。

この度の質問の重要な論点である町財政とハードの建設に関する議論が先行し、ソフト面が置き去りにになっているという懸念も役場内に教育の現場を熟知した経験者や知見者がいないことに起因すると考えます。現在の教育委員会の組織を見ても十分なマンパワーも専門的な知識も、また、学校と円滑に、そして対等に話し合うための土壌も足りているとは思えません。

そこで質問です。そもそも人員が足りていて組織上問題が無いというのなら、総務・学校整備課長と子ども未来課が分かれている理由は。兼務で問題がないのなら課を分けておく必要もないのでは。分ける必要があるのなら、それぞれにしっかりと責任者である課長を配置するか、少なくとも指導主事などの十分な経験と知見を有する職員を配置し、補完するべきと考えるが見解は。配置しない場合は、不要と考える理由は。

**【答 弁】**  
**教 育 長：**

1 項めは、プロポーザル入札に係る可能性の調査に関しても、基本設計業務の後の説明会ではなく、少なくとも、基本設計業務と並行しての説明会やパブリックコメントの収集を行うべきと考えますが、についてであります。

新しい学校の設立については、多くの町民の理解と協力が必要なことから、その学校について知っていただくことは、大変重要であると考えており、新たな学校設立に向けての協議検討をする新しい組織や教職員等との意見交換会等、色々な場面を設定し、その機会を創出してまいります。

2 項めは、少なくとも指導主事等の十分な経験と知見を有する職員を配置し補完するべきと考えるが見解は。配置しない場合は不要と考える理由は、についてであります。

教育委員会としましては、今後において、新しい学校の開設準備を進める中で、開校後の学校運営も含めて、専門的知識を有する方の配置につきましては、重要性を認識していることから、関係機関及び、関係部局と協議してまいります。